

第 87 回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2022年 8 月26日（金曜日）午前10時
受付開始：午前 9 時

開催場所

大阪市浪速区湊町 1 丁目 2 番 3 号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階「ブルーベル」
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬総額の内枠改定の件

目 次

第87回定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	4
連結計算書類……………	22
計算書類……………	25
監査報告……………	28
株主総会参考書類……………	35

株主の皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止および株主の皆さまの安全確保の観点から、本総会につきましては、書面（郵送）により議決権を事前にご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

証券コード 5967

2022年 8月 5日

株 主 各 位

大阪市浪速区湊町二丁目1番57号

TONE株式会社

取締役社長 矢 野 大 司 郎

第87回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面（郵送）により議決権を事前にご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年8月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2022年8月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階「ブルーベル」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。） |

3. 目的事項 報告事項

1. 第87期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第87期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬総額の内枠改定の
件

以 上

~~~~~  
●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため開催時間の短縮に取り組みます。議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主さまにおかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。

●株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。  
インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tonetool.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申しあげます。

●次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、  
当社ウェブサイト（<https://www.tonetool.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがって、本株主総会招集ご通知添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

●株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tonetool.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 株主の皆さまへのお願いとご案内

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日会場に入場できる株主さまの人数を制限する場合がございます。あらかじめご了承ください承賜りますようお願い申し上げます。

### <ご来場される株主の皆さまへ>

- 熱中症対策として、軽装にてご出席ください。
- 受付にて検温および健康状態の確認をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合や、咳、倦怠感等の症状がお見受けされる株主さまにはご入場をお断りさせていただきます。
- 会場にアルコール消毒液を配備いたします。手洗い、消毒のうえ、マスクを着用し、ご入場をお願い申し上げます。
- 体調不良とお見受けされる株主さまには、会場スタッフからお声を掛けさせていただきます。

### <当社の株主総会当日の対応について>

- 役員、会場スタッフは環境に配慮して軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承ください承賜りますようお願い申し上げます。
- 役員、会場スタッフには事前に検温を実施し、発熱者および体調不良の者は参加いたしません。
- 役員、会場スタッフ全員マスク着用で対応させていただきます。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に左右されたものの、ワクチン接種の普及などにより、行動制限が解除されるとともに経済活動は回復傾向にあります。また海外では、経済活動が回復・拡大する国が増えつつも、世界的なコンテナ不足や、原材料およびエネルギー価格の急騰に加えて、ウクライナ情勢などの地政学的リスクもあり、依然として全世界規模の景気は不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社グループは「『ボルディング・ソリューション・カンパニー』として社会の発展に貢献し、地球上になくてはならない企業をめざす。」ことを企業理念に掲げ、「ボルト締結分野」においてお客さまが求める価値を的確に捉え、「スピード感と一体感のある製品開発体制」を基軸に保有技術を有効的に活用し、より多くのお客さまに「ボルト締結」に最適な手段を提供するとともに、「締結」に関する課題解決を通じて「満足」「感動」「価値」を提供してまいりました。

その結果、作業工具類の売上高は、企業活動や個人消費活動が穏やかに回復したことにより、38億6千万円となりました。機器類の売上高は、建築需要の高まりなどにより25億8千5百万円となりました。

従いまして、当連結会計年度の経営成績につきましては、64億4千6百万円（前年同期比5.3%増）となりました。また、利益面では輸送や原材料およびエネルギー価格の高騰の影響を受けたことや、ベトナムにおいて新型コロナウイルス感染症対策のためロックダウンなどの規制が強化され、TONE VIETNAM CO., LTD.の生産活動が制約されたこともあり、営業利益は9億8千5百万円（前年同期比14.0%減）、経常利益は10億8千6百万円（前年同期比9.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6億9千2百万円（前年同期比17.8%減）となりました。

| 部 門       | 当連結会計年度売上高 | 構 成 比 | 前 連 結 会 計 年 度 比 |
|-----------|------------|-------|-----------------|
| 作 業 工 具 類 | 3,860百万円   | 59.9% | 105.0%          |
| 機 器 類     | 2,585      | 40.1  | 105.8           |
| 合 計       | 6,446      | 100.0 | 105.3           |
| う ち 輸 出 高 | 1,386      | 21.5  | 107.9           |

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、主に新工場・物流倉庫等建設用土地取得等に総額5億6千8百万円の投資を行いました。その所要資金は、自己資金によって充当いたしました。

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、経済活動の制限緩和がある一方で、輸送や原材料およびエネルギーなどのコスト上昇、円安傾向が続くなどの懸念材料があり、今後の見通しは不透明であります。

このような厳しい環境のなかで、「ボルト締結分野」における競争優位性の高い新製品群の投入に加え、製造・販売体制強化、徹底した原価低減により競争力の強化を図るとともに、海外拠点の安定稼働によるグローバルな視点での製造および販売の最適化を進めるなど、グループ協働で収益力強化に取り組んでまいります。

また、品質と信頼の世界ブランド「TONE」の確立をめざし、製品とサービスの拡充、卓越した技術力でお客さまに「満足」「感動」「価値」を提供し続けてまいりますとともに、世界に冠たる総合工具メーカーとしての地位を一段と揺るぎないものとするため、全社グループ一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                 | 2019年5月期  | 2020年5月期  | 2021年5月期  | 2022年5月期<br>当連結会計年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
| 売上高                 | 6,177百万円  | 5,948百万円  | 6,120百万円  | 6,446百万円            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 | 878百万円    | 628百万円    | 841百万円    | 692百万円              |
| 1株当たり<br>当期純利益      | 424.68円   | 322.58円   | 427.11円   | 321.80円             |
| 純資産                 | 6,490百万円  | 6,669百万円  | 8,042百万円  | 8,514百万円            |
| 1株当たり<br>純資産        | 3,129.98円 | 3,427.36円 | 3,757.08円 | 3,949.06円           |
| 総資産                 | 7,997百万円  | 8,035百万円  | 9,474百万円  | 9,972百万円            |

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                  | 資 本 金        | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                            |
|------------------------|--------------|----------|------------------------------------|
| ロック株式会社                | 10百万円        | 100.0%   | 作業工具類、機器類の販売                       |
| TONE VIETNAM CO., LTD. | 700,000米ドル   | 100.0%   | 作業工具類、機器類の製造、販売                    |
| TONE AMERICAS, INC.    | 1,000,000米ドル | 100.0%   | 作業工具類、機器類、その他関連の<br>部品、製品、用品の販売・貿易 |

- (注) 1. 当連結会計年度においてTONE AMERICAS, INC.を新たに設立し、同社を連結子会社といたしました。
2. 利根股份有限公司につきましては、当連結会計年度において清算を完了したことにより、重要な子会社から除外いたしました。

(6) 主要な事業内容

当社グループの製造ならびに販売する製品を部門別に大別しますと、主なものは次のとおりであります。

| 部 門       | 製 品 名                                                                                 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 作 業 工 具 類 | ソケットレンチ、トルクレンチ、エアーツール、スパナ・めがねレンチ、モンキレンチ、プライヤ、ペンチ類、ドライバー、単能レンチ、絶縁工具、特殊工具、工具セット、工具収納器具他 |
| 機 器 類     | シヤーレンチ、建方1番、ナットランナー、パワーレンチ、インパクトレンチ、タイヤレンチ、デジタルク、その他の締付機器                             |

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

営 業 所：札幌、仙台、新潟、北関東、東京、名古屋、大阪、広島、福岡

工 場：河内長野工場（大阪府河内長野市）、富田林工場（大阪府富田林市）

② 連結子会社（国内）

ロック株式会社（大阪市）

③ 連結子会社（海外）

TONE VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）、TONE AMERICAS, INC.（アメリカ）



## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 156名 | 19名増        |

- (注) 1. 上記の従業員数は就業人員であり、臨時従業員（合計11名）は含んでおりません。  
2. 前連結会計年度末に比べ、従業員数が19名増加しておりますが、主な理由はTONE VIETNAM CO., LTD.の従業員数および臨時従業員数の算出方法を変更したことによるものであります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------|-------|--------|
| 137名 | 6名増     | 44.1歳 | 18.4年  |

- (注) 上記の従業員数は就業人員であり、臨時従業員（合計11名）は含んでおりません。

## (9) 主要な借入先

| 借入先        | 借入金残高  |
|------------|--------|
| 日本生命保険相互会社 | 100百万円 |

## 2. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,922,600株
- (2) 発行済株式の総数 2,342,600株（うち自己株式 81,894株）
- (3) 株 主 数 1,323名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                       | 当社への出資状況 |        |
|-----------------------------|----------|--------|
|                             | 持株数      | 持株比率   |
| スパイラルキャピタルパートナーズ株式会社        | 291千株    | 12.88% |
| 中央自動車工業株式会社                 | 200      | 8.85   |
| 日本生命保険相互会社                  | 113      | 5.01   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）          | 107      | 4.74   |
| 株式会社山善                      | 95       | 4.22   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 79       | 3.50   |
| 株式会社北陸銀行                    | 76       | 3.36   |
| 株式会社関西みらい銀行                 | 76       | 3.36   |
| 上田八木短資株式会社                  | 75       | 3.36   |
| TONE株式会社従業員持株会              | 71       | 3.16   |

- (注) 1. 当社は自己株式81,894株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。
3. 「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式104,700株は、自己株式に含めておりません。

- (5) 当事業年度中の職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

| 役員区分                             | 株式数（株） | 交付対象者数（名） |
|----------------------------------|--------|-----------|
| 取締役<br>(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) | 9,100  | 4         |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2022年5月31日現在）

| 地 位              | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                            |
|------------------|---------|----------------------------------------------------------|
| 取締役会長<br>（代表取締役） | 松 村 昌 造 |                                                          |
| 取締役社長<br>（代表取締役） | 矢 野 大司郎 | 製造部担当、管理部担当                                              |
| 取 締 役            | 平 尾 昌 彦 | 営業本部長                                                    |
| 取 締 役            | 平 尾 元 宏 | 開発部長、品質保証部長                                              |
| 取 締 役<br>（監査等委員） | 粕 井 隆   | 東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長                                |
| 取 締 役<br>（監査等委員） | 松 井 大 輔 | 松井公認会計士事務所 所長<br>大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>神陽監査法人 代表社員 |
| 取 締 役<br>（監査等委員） | 雨 宮 沙耶花 | 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士<br>株式会社スタジオアリス 社外取締役（監査等委員）            |

- (注) 1. 粕井隆氏、松井大輔氏および雨宮沙耶花氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）粕井隆氏は、経営コンサルタントとして長年の実績があり、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役（監査等委員）松井大輔氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計ならびに税務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、取締役（監査等委員）雨宮沙耶花氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査に対する透明性を確保するため、また、「6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」に沿った監査の実効性を確保していることから、監査等委員会は全員独立の社外取締役（非常勤）で構成しております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 粕井隆氏、松井大輔氏および雨宮沙耶花氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約における限度額は法令の定める額としております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を2021年4月14日開催の取締役会において決議しております。当該取締役会の決議に際しましては、あらかじめ決議する内容について役員報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会において決議された決定方針と整合していることや、役員報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりであります。

#### イ.基本方針

当社の役員報酬等は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上および経営能力の最大限の発揮と取締役の経営責任を明確にすることを基本方針としております。

具体的には、監査等委員でない取締役（以下、「業務執行取締役」といいます。）の役員報酬は、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬、株式報酬により構成されております。

また、監査等委員である取締役の役員報酬は、企業業績に左右されずに業務執行取締役の職務内容を監査・監督する立場を考慮して、基本報酬（固定報酬）のみで構成されており、業績連動報酬等および非金銭報酬等（株式報酬）は支給しないこととします。

#### ロ.基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、同業他社や同規模企業の支給水準、業績との連動性、従業員の賃金水準等を総合的に勘案して決定するものとします。

#### ハ.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、企業活動の最終的な利益である連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」（以下、「連結当期純利益」といいます。）が取締役の責任と権限を持って会社経営を行った最終結果の利益であり、取締役の成果を最終的に判断できるものであることから業績指標として妥当であると判断しております。また、連結当期純利益（業績連動報酬控除前）が一定の基準未満の場合および年間配当金が一定の金額未満の場合には支給しないこととしております。なお、当連結会計年度における連結当期純利益は、6億9千2百万円であります。

業績連動報酬等は、各連結会計年度の連結当期純利益（業績連動報酬控除前）に、役員別に定めた支給乗率を乗じて算出し、定時株主総会終結後、2週間以内に支払うこととします。

非金銭報酬等は、株式報酬として譲渡制限付株式を、定時株主総会終結後1ヶ月以内に役員に応じて付与します。

実質的に在任期間中継続的に自社株を所有することで、株主価値の共有を中長期的に実現することを図るため、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は30年としております。

## 二.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社や同規模企業の支給水準を踏まえた報酬割合とし、役員報酬諮問委員会において検討を行います。取締役は役員報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

報酬総額に占める報酬割合（使用人兼務取締役の使用人部分の報酬を除く。）は、業績および株価により変動するものの、概ね、基本報酬（固定報酬）60%、変動報酬（業績連動報酬等と非金銭報酬等）40%とします。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名であります。

2019年8月29日開催の第84回定時株主総会において、上記報酬枠の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権として、年額3,600万円以内、株式数の上限を年15,000株以内（監査等委員である取締役および社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）であります。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |               |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-------------------|---------------------|--------------------|---------------|---------------|-----------------------|
|                   |                     | 基本報酬<br>(固定報酬)     | 業績連動<br>報酬等   | 非金銭<br>報酬等    |                       |
| 取締役<br>(監査等委員を除く) | 127,609             | 69,660             | 29,000        | 28,949        | 4                     |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 18,900              | 18,900             | —             | —             | 3                     |
| 合計<br>(うち社外役員)    | 146,509<br>(18,900) | 88,560<br>(18,900) | 29,000<br>(—) | 28,949<br>(—) | 7<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は株式報酬であり、割当ての際の条件等は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中の職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分            | 氏 名     | 兼職先法人等名                                                                                |
|----------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 粕 井 隆   | 東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長<br>当社と上記１法人との間には特別の関係はありません。                                 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 松 井 大 輔 | 松井公認会計士事務所 所長<br>大丸エナウイン株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>神陽監査法人 代表社員<br>当社と上記３法人等との間には特別の関係はありません。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 雨 宮 沙耶花 | 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士<br>株式会社スタジオアリス 社外取締役（監査等委員）<br>当社と上記２法人との間には特別の関係はありません。             |

##### ② 当事業年度における出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

| 区 分            | 氏 名     | 出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                              |
|----------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 粕 井 隆   | 当事業年度開催の取締役会９回すべて、監査等委員会７回すべてに出席し、経営コンサルタントとして数多くの企業で経営コンサルティング業務に従事した実績に基づき、発言を行っております。また、監査等委員協議会４回すべてに出席し、経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割・責務を果たすとともに、役員指名諮問委員・役員報酬諮問委員を務め、取締役の選定や報酬制度について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 松 井 大 輔 | 当事業年度開催の取締役会９回すべて、監査等委員会７回すべてに出席し、公認会計士、税理士として会計および税務分野において豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。また、監査等委員協議会４回すべてに出席し、経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割・責務を果たすとともに、役員指名諮問委員・役員報酬諮問委員を務め、取締役の選定や報酬制度について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。    |
| 取締役<br>(監査等委員) | 雨 宮 沙耶花 | 当事業年度開催の取締役会９回すべて、監査等委員会７回すべてに出席し、弁護士として企業法務に関する専門的な知識に基づき、発言を行っております。また、監査等委員協議会４回すべてに出席し、経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割・責務を果たしております。                                                                                      |



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 18,500千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、TONE VIETNAM CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会に、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の業務遂行の状況等を勘案いたしまして、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) **当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
  - ① 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」といいます。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けることとする。
  - ② 監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査することとする。
  - ③ 内部監査部門の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視するものとする。
  - ④ 取締役は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進することとする。
  - ⑤ 「TONE株式会社 企業行動規範」を定めてその周知および教育研修活動により、当社グループの役職員が当社グループの価値観、倫理・コンプライアンス経営の重要性を認識するように意識の徹底を図る。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
  - ① 取締役会・役員会その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備するものとする。
  - ② 情報管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応することとする。
- (3) **当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
  - ① 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす損失の危険を全般的に認識、評価する仕組みを整備するとともに、損失の危険の管理に関連する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備することとする。
  - ② 損失の危険の管理の実効性を確保するために、専門の委員会を設置し、委員会および委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するものとする。
  - ③ 当社および当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生しまたは発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずることとする。

- (4) **当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 経営計画については、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行うこととする。
  - ② 業務執行については、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
  - ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- (5) **当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**  
子会社の取締役は、子会社の財務状態、経営成績その他これらに重大な影響を及ぼす事項について、当社に報告する。
- (6) **企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社の施策に準じた適正な業務遂行を行うよう指導する。
  - ② 内部監査室は、子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査を行う。
- (7) **当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 当社の監査等委員会は、従業員に対して補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
  - ② 上記補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
  - ③ 上記補助者は、当社の監査等委員会の命令に従い、監査業務の補助を行わねばならない。
- (8) **当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
  - ② 上記にかかわらず、監査等委員が、必要に応じていつでも、取締役および従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。

- ③ 当社グループの役職員は、当社または子会社の重大な損失、役職員の違法・不正行為等に関して、速やかに当社の監査等委員会に報告する。

**(9) (8)を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

「内部通報規程」に基づき、当社は、監査等委員会への報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとし、不利益な取扱いを防ぐために適切な措置をとるものとする。

**(10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に係る方針に関する事項**

当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役社長は定期的に監査等委員と情報交換するとともに、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備することとする。
- ② 監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重しなければならない。

**(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 取締役社長は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の管理・監督のもと財務報告に係る内部統制を構築・運用・評価する。
- ② 内部監査室は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制の状況について定期的に監査し、その結果を取締役社長に報告する。
- ③ 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の構築・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の監査の方法および結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定しております。

また、取締役に管理部門および経営企画部門の部門長を含めたメンバーで毎月1回経営会議を開催し、経営上の問題を取り上げ迅速に対処するための経営判断を下しております。さらに、毎月1回取締役および各部門長で経営執行会議を開き、取締役会で決定された基本方針に基づき、業務計画の進捗状況の報告や課題等を抽出し諸施策を協議するとともに、毎月1回各部門の実行責任者が集まる管理委員会において、部門間に共通する問題を出し合って部門間の牽制・調整を行い問題解決にあたっております。

他の部門より独立した位置付けである社長直轄部門の内部監査室は、内部統制システムをよりよく機能させるために、各部門に業務フローおよびリスクコントロールの見直しを常時行わせ、内部監査が十分機能するようウォークスルーや運用テスト等を実施しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、各部門での活動状況を確認するほか、内部統制・コンプライアンス経営の啓蒙活動にも取り組んでおります。

## 8. 反社会的勢力排除に関する基本方針

- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
- (2) 当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

## 9. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 10. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 11. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、経営環境、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案して、最適な利益配当を決定しております。

利益配分につきましては、企業体質の強化を図りながらも、業績に応じた継続的かつ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図りながら、新製品開発、生産・販売体制の強化および品質向上を目的とする設備投資などに活用したいと考えております。

このような方針の下、将来の事業計画、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案いたしまして、当期末の配当につきましては、1株につき60円とさせていただく予定であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
|                 | 千円               |                  | 千円               |
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,872,718</b> | <b>流動負債</b>      | <b>1,344,546</b> |
| 現金及び預金          | 1,698,215        | 支払手形及び買掛金        | 613,078          |
| 受取手形及び売掛金       | 1,459,373        | 1年内返済予定の長期借入金    | 100,000          |
| 商品及び製品          | 1,239,940        | リース債務            | 937              |
| 仕掛品             | 341,109          | 未払法人税等           | 231,849          |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,019,865        | 賞与引当金            | 131,924          |
| その他の            | 118,571          | 未払金              | 147,939          |
| 貸倒引当金           | △4,357           | 未払費用             | 50,281           |
|                 |                  | 製品保証引当金          | 35,505           |
|                 |                  | その他              | 33,031           |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,100,161</b> | <b>固定負債</b>      | <b>114,131</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,414,000</b> | リース債務            | 1,249            |
| 建物及び構築物         | 673,455          | 繰延税金負債           | 99,271           |
| 機械装置及び運搬具       | 103,680          | 資産除去債務           | 3,780            |
| 工具、器具及び備品       | 24,474           | 長期未払金            | 6,030            |
| 土地              | 1,576,096        | その他              | 3,800            |
| リース資産           | 1,988            | <b>負債合計</b>      | <b>1,458,678</b> |
| 建設仮勘定           | 34,305           |                  |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>87,041</b>    | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| ソフトウェア          | 81,985           | <b>株主資本</b>      | <b>8,296,172</b> |
| その他             | 5,056            | 資本               | 605,000          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,599,119</b> | 資本剰余金            | 633,555          |
| 投資有価証券          | 1,229,709        | 利益剰余金            | 7,568,730        |
| その他             | 369,410          | 自己株式             | △511,113         |
|                 |                  | その他の包括利益累計額      | <b>218,028</b>   |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金     | 198,309          |
|                 |                  | 為替換算調整勘定         | 19,719           |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>8,514,201</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>9,972,879</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>9,972,879</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

| 科 目                                  | 金 額     |                  |
|--------------------------------------|---------|------------------|
|                                      | 千円      | 千円               |
| 売 上 高                                |         | 6,446,270        |
| 売 上 原 価                              |         | 3,710,016        |
| <b>売 上 総 利 益</b>                     |         | <b>2,736,253</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                  |         | 1,750,310        |
| <b>営 業 利 益</b>                       |         | <b>985,943</b>   |
| 営 業 外 収 益                            |         |                  |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金                    | 27,344  |                  |
| 為 替 差 益                              | 70,226  |                  |
| そ の 他                                | 10,942  | 108,513          |
| 営 業 外 費 用                            |         |                  |
| 支 払 利 息                              | 2,015   |                  |
| そ の 他                                | 5,636   | 7,652            |
| <b>経 常 利 益</b>                       |         | <b>1,086,804</b> |
| 特 別 損 失                              |         |                  |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損                    | 14,888  | 14,888           |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>         |         | <b>1,071,915</b> |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税              | 393,330 |                  |
| 法 人 税 等 調 整 額                        | △13,915 | 379,414          |
| <b>当 期 純 利 益</b>                     |         | <b>692,501</b>   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益        |         | —                |
| <b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b> |         | <b>692,501</b>   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |          |           |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 2021年6月1日残高               | 605,000 | 428,148   | 7,004,666 | △357,920 | 7,679,894 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |           | △128,437  |          | △ 128,437 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |           | 692,501   |          | 692,501   |
| 自己株式の取得                   |         |           |           | △366,794 | △366,794  |
| 自己株式の処分                   |         | 205,407   |           | 213,601  | 419,009   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |          |           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | 205,407   | 564,064   | △153,192 | 616,278   |
| 2022年5月31日残高              | 605,000 | 633,555   | 7,568,730 | △511,113 | 8,296,172 |

|                           | その他の包括利益累計額      |                    |                       | 純資産合計     |
|---------------------------|------------------|--------------------|-----------------------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括利益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 2021年6月1日残高               | 353,962          | 8,622              | 362,585               | 8,042,479 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |                    |                       |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |                  |                    |                       | △128,437  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                  |                    |                       | 692,501   |
| 自己株式の取得                   |                  |                    |                       | △366,794  |
| 自己株式の処分                   |                  |                    |                       | 419,009   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | △ 155,653        | 11,097             | △144,556              | △144,556  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △ 155,653        | 11,097             | △144,556              | 471,722   |
| 2022年5月31日残高              | 198,309          | 19,719             | 218,028               | 8,514,201 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2022年5月31日現在)

| 科 目       | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-----------|-----------|-------------------|-----------|
| (資 産 の 部) | 千円        | (負 債 の 部)         | 千円        |
| 流 動 資 産   | 5,573,756 | 流 動 負 債           | 1,325,116 |
| 現金及び預金    | 1,430,312 | 支払手形              | 70,243    |
| 取手        | 84,737    | 掛金                | 548,643   |
| 掛         | 1,356,555 | 1年内返済予定の長期借入金     | 100,000   |
| 商品        | 583,871   | リース債              | 937       |
| 材料        | 594,288   | 未払費用              | 145,903   |
| 仕掛品       | 999,904   | 未払法人税             | 48,510    |
| 貯蔵品       | 366,914   | 未払消費税             | 216,382   |
| 前払費用      | 30,497    | 引当金               | 8,172     |
| 関係会社短期貸付金 | 52,378    | 与引当金              | 131,924   |
| 未収の金      | 20,222    | 製品保証引当金           | 35,505    |
| 貸倒引当金     | 11,199    | その他               | 18,893    |
| 固定資産      | 47,230    | 固 定 負 債           | 121,552   |
| 有形固定資産    | △4,357    | リース債              | 1,249     |
| 建物        | 4,298,265 | 長期未払金             | 6,030     |
| 構築物       | 2,205,371 | 延税金負債             | 108,192   |
| 機械及び装置    | 501,045   | 生産除保証             | 3,780     |
| 車両運搬具     | 8,448     | 負債合計              | 2,300     |
| 工具、器具及び備品 | 38,539    |                   | 1,446,668 |
| 土地        | 22,682    | (純資産の部)           |           |
| リース資産     | 22,265    | 株 主 資 本           | 8,227,044 |
| 建設仮勘定     | 1,576,096 | 資本                | 605,000   |
| 無形固定資産    | 1,988     | 資本剰余金             | 633,555   |
| ソフトウェア    | 34,305    | 資本剰余金             | 163,380   |
| ソフトウェア    | 86,657    | その他の資本剰余金         | 470,175   |
| ソフトウェア    | 81,600    | 利益剰余金             | 7,499,602 |
| ソフトウェア    | 2,440     | 利益剰余金             | 151,250   |
| ソフトウェア    | 2,616     | その他の利益剰余金         | 7,348,352 |
| 投資その他の資産  | 2,006,236 | 配当準備金             | 40,000    |
| 投資        | 1,229,709 | 別途積立金             | 530,000   |
| 関係会社株     | 181,547   | 圧縮積立金             | 236,952   |
| 関係会社長期貸付金 | 348,826   | 繰越利益剰余金           | 6,541,399 |
| 保険積立金     | 151,533   | 自己株               | △511,113  |
| 前払年金費用    | 48,046    | 評価・換算差額等          | 198,309   |
| その他       | 46,573    | その他有価証券評価差額金      | 198,309   |
| 資 産 合 計   | 9,872,022 | 純 資 産 合 計         | 8,425,353 |
|           |           | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 9,872,022 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   | 千円      | 千円        |
| 売 上 原 価                 |         |           |
| 売 上 総 利 益               |         |           |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         |           |
| 営 業 利 益                 |         |           |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 39,411  |           |
| そ の 他                   | 80,645  | 120,057   |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 388     |           |
| そ の 他                   | 3,433   | 3,822     |
| 経 常 利 益                 |         | 1,033,595 |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 14,888  | 14,888    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 1,018,707 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 369,554 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △10,800 | 358,754   |
| 当 期 純 利 益               |         | 659,952   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

# 株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |          |         |         |          |         |         |           |           |
|-------------------------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|-----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金   |          |         |         |           |           |
|                         |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金 |         |         |           | 利益剰余金合計   |
|                         |         |         |          |         |         | 配当準備金    | 別途積立金   | 圧縮積立金   | 繰越利益剰余金   |           |
| 2021年6月1日残高             | 605,000 | 163,380 | 264,767  | 428,148 | 151,250 | 40,000   | 530,000 | 245,345 | 6,001,490 | 6,968,086 |
| 事業年度中の変動額               |         |         |          |         |         |          |         |         |           |           |
| 剰余金の配当                  |         |         |          |         |         |          |         |         | △128,437  | △128,437  |
| 圧縮積立金の取崩                |         |         |          |         |         |          |         | △8,393  | 8,393     | —         |
| 当期純利益                   |         |         |          |         |         |          |         |         | 659,952   | 659,952   |
| 自己株式の取得                 |         |         |          |         |         |          |         |         |           |           |
| 自己株式の処分                 |         |         | 205,407  | 205,407 |         |          |         |         |           |           |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |         |          |         |         |          |         |         |           |           |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —       | 205,407  | 205,407 | —       | —        | —       | △8,393  | 539,909   | 531,515   |
| 2022年5月31日残高            | 605,000 | 163,380 | 470,175  | 633,555 | 151,250 | 40,000   | 530,000 | 236,952 | 6,541,399 | 7,499,602 |

|                         | 株 主 資 本  |           | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計     |
|-------------------------|----------|-----------|--------------|------------|-----------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 2021年6月1日残高             | △357,920 | 7,643,313 | 353,962      | 353,962    | 7,997,276 |
| 事業年度中の変動額               |          |           |              |            |           |
| 剰余金の配当                  |          | △128,437  |              |            | △128,437  |
| 圧縮積立金の取崩                |          | —         |              |            | —         |
| 当期純利益                   |          | 659,952   |              |            | 659,952   |
| 自己株式の取得                 | △366,794 | △366,794  |              |            | △366,794  |
| 自己株式の処分                 | 213,601  | 419,009   |              |            | 419,009   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |          |           | △155,653     | △155,653   | △155,653  |
| 事業年度中の変動額合計             | △153,192 | 583,730   | △155,653     | △155,653   | 428,077   |
| 2022年5月31日残高            | △511,113 | 8,227,044 | 198,309      | 198,309    | 8,425,353 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月19日

T O N E 株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

|             |       |     |     |
|-------------|-------|-----|-----|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 寺 本 | 悟   |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |     |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 西 田 | 直 樹 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |     |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T O N E 株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O N E 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月19日

TONE株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

|             |       |     |     |
|-------------|-------|-----|-----|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 寺 本 | 悟   |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |     |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 西 田 | 直 樹 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |     |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TONE株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月22日

ＴＯＮＥ株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 粕 井 隆 ㊞

監 査 等 委 員 松 井 大 輔 ㊞

監 査 等 委 員 雨 宮 沙 耶 花 ㊞

(注) 監査等委員粕井隆、松井大輔及び雨宮沙耶花は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、業績に応じた利益配分を基本としつつも、株主の皆さまへの安定的な配当の維持も重要と認識し、さらに将来の事業計画、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案いたしまして、利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期末の配当につきましては、1株につき60円とさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式 1株につき金60円 総額 135,642,360円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年8月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1)本店の所在地を当社最大拠点である河内長野工場に移転・統合することにより、部門間のコミュニケーション向上による組織強化、業務効率化およびコスト削減を図るとともに開発・製造・営業企画・品質保証・管理の各部門と経営の一体化により、より一層、綿密かつ迅速な経営判断を実現し、生産性向上を図るため、現行定款第3条に定める本店の所在地を大阪市から大阪府河内長野市に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2022年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとし、その旨を附則第2条で規定するものであります。また、本附則第2条は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除するものいたします。

(2)「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除される規定の効力に関する附則第3条を設けるものであります。なお、本附則第3条は期日経過後にこれを削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

| 現 行 定 款                                 | 変 更 案                                        |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------|
| （本店の所在地）<br>第3条 当社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。 | （本店の所在地）<br>第3条 当社は、本店を <u>大阪府河内長野市</u> に置く。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>                                                                                                                  | <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地変更に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第3条（本店の所在地）の変更は、取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則第2条は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>                    |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 変更前定款第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則第3条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする役員指名諮問委員会において候補者を審議の上、決定しております。また、監査等委員会はずべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

|                                                                                                                                                                                                                                                   |                                          |    |     |    |               |                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----|-----|----|---------------|------------------------|
| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                        | まつ                                       | むら | しょう | ぞう | 略歴および重要な兼職の状況 |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 松                                        | 村  | 昌   | 造  | 1977年 4 月     | 当社入社                   |
| 再任                                                                                                                                                                                                                                                | 生年月日 1954年 7 月30日生<br>所有する当社の株式数 33,600株 |    |     |    | 2003年 6 月     | 当社開発部長、開発センター長         |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |                                          |    |     |    | 2004年 8 月     | 当社取締役                  |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |                                          |    |     |    | 2009年 7 月     | 当社常務取締役                |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |                                          |    |     |    | 2014年 8 月     | 当社代表取締役・取締役社長          |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |                                          |    |     |    | 2021年 8 月     | 当社代表取締役・取締役会長<br>現在に至る |
| 【取締役候補者とした理由】                                                                                                                                                                                                                                     |                                          |    |     |    |               |                        |
| 候補者は、2004年 8 月の当社取締役就任以降、開発部長、製造本部長、品質保証部長等を歴任し、2009年 7 月から2014年 7 月まで常務取締役、2014年 8 月から2021年 7 月まで代表取締役・取締役社長、2021年 8 月から代表取締役・取締役会長として当社の経営を担い、強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績と経営全般に関する高い見識は、当社の持続的な成長に貢献するとともに、取締役会のさらなる機能強化に資するため、引き続き、取締役候補者としたものであります。 |                                          |    |     |    |               |                        |

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（11頁）に記載のとおりであります。  
2. 松村昌造氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者  
番号  
2や の だい じ ろ う  
矢 野 大司郎

再任

生年月日 1957年4月26日生  
所有する当社の株式数 24,000株

## 略歴および重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社  
2000年9月 当社製造部次長  
2006年3月 当社製造本部副本部長  
2006年8月 当社取締役  
2015年8月 当社常務取締役  
2021年8月 当社代表取締役・取締役社長  
現在に至る

## 【取締役候補者とした理由】

候補者は、長年にわたり、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と製造全般における豊富な経験、高い見識に加え、2006年8月の当社取締役就任以降、製造本部長、営業本部長等を歴任し、2015年8月から2021年7月まで常務取締役、2021年8月からは代表取締役・取締役社長として強いリーダーシップを発揮しており、その豊富な経験と企業経営・組織運営に関する幅広い知識は、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（11頁）に記載のとおりであります。  
2. 矢野大司郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者  
番号  
3ひら お まさ ひこ  
平 尾 昌 彦

再任

生年月日 1959年12月1日生  
所有する当社の株式数 11,500株

## 略歴および重要な兼職の状況

2001年11月 当社入社  
2009年8月 当社開発部長、開発センター長  
2012年6月 当社河内長野工場長、製造部長  
2012年8月 当社取締役  
現在に至る

## 【取締役候補者とした理由】

候補者は、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と生産技術部門・製造全般における豊富な経験、高い見識を有しております。また、海外グループ会社の経営にも携わり、2021年8月からは営業部門の責任者として同部門の中枢を担っております。それらの経歴を通じて培った経験やリーダーシップは、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（11頁）に記載のとおりであります。  
2. 平尾昌彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

|                    |                                          |                                                                                         |
|--------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 候補者<br>番<br>号<br>4 | ひら　　お　　もと　　ひろ                            | 略歴および重要な兼職の状況                                                                           |
|                    | 平　　尾　　元　　宏                               | 1991年 4 月 当社入社<br>2009年 8 月 当社製造本部製造部次長<br>2012年 6 月 当社開発部長<br>2018年 8 月 当社取締役<br>現在に至る |
| 再任                 | 生年月日　　1968年11月11日生<br>所有する当社の株式数　　6,400株 |                                                                                         |

【取締役候補者とした理由】

候補者は、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と生産技術部門・製造全般における豊富な経験、高い見識を有しております。また、国内外グループ会社の経営にも携わり、それらの経歴を通じて培った経験やリーダーシップは、当社の事業運営に関する相当な知見を有しているものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（11頁）に記載のとおりであります。
2. 平尾元宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする役員指名諮問委員会において候補者を審議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号<br>1 | かす い たかし<br>粕 井 隆 |  |  | 略歴および重要な兼職の状況             |                                  |
|----------------|-------------------|--|--|---------------------------|----------------------------------|
|                | 生年月日 1953年9月12日生  |  |  | 1978年 9 月                 | 新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）<br>入所       |
|                | 所有する当社の株式数 2,000株 |  |  | 1982年 8 月                 | 公認会計士登録                          |
|                | 社外取締役在任期間 7年      |  |  | 1985年 9 月                 | 東邦ビジネスコンサルタント株式会社設立<br>代表取締役社長就任 |
|                | 監査等委員在任期間 6年      |  |  | 2015年 8 月                 | 当社社外取締役                          |
| 再任             |                   |  |  | 2016年 8 月                 | 当社社外取締役（監査等委員）<br>現在に至る          |
| 社外             |                   |  |  | (重要な兼職の状況)                |                                  |
| 独立             |                   |  |  | 東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長 |                                  |

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者は、経営コンサルタントとしての長年の実績を有しておられ、企業経営全般に対する高い見識と豊富な経験により、当社経営に対して積極的な意見および提言をしていただくことを期待して、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（11頁）に記載のとおりであります。
2. 粕井隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 粕井隆氏は、社外取締役の候補者であります。
- なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 当社と粕井隆氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、同法第423条第1項に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

|                    |                              |
|--------------------|------------------------------|
| 候補者<br>番<br>号<br>2 | まつ い だい すけ<br>松 井 大 輔        |
| 再任                 | 生年月日 1968年12月17日生            |
| 社外                 | 所有する当社の株式数 0株                |
| 独立                 | 社外取締役在任期間 6年<br>監査等委員在任期間 6年 |

| 略歴および重要な兼職の状況            |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 1996年 4 月                | 公認会計士登録                   |
| 2000年 7 月                | 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 |
| 2008年11月                 | 松井公認会計士事務所設立<br>税理士登録     |
| 2009年 6 月                | 大丸エナウィン株式会社 社外監査役         |
| 2015年 8 月                | 当社社外監査役                   |
| 2016年 6 月                | 大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員）  |
| 2016年 8 月                | 当社社外取締役（監査等委員）            |
| 2020年 7 月                | 神陽監査法人 代表社員<br>現在に至る      |
| (重要な兼職の状況)               |                           |
| 松井公認会計士事務所 所長            |                           |
| 大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員） |                           |
| 神陽監査法人 代表社員              |                           |

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として財務および税務分野において豊富な経験と高い見識を有しておられるため、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になされることを期待して、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（11頁）に記載のとおりであります。
2. 松井大輔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 松井大輔氏は、社外取締役の候補者であります。
- なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 当社と松井大輔氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、同法第423条第1項に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

|               |            |             |         |         |
|---------------|------------|-------------|---------|---------|
| 候補者<br>番<br>号 | あめ<br>雨    | みや<br>宮     | さや<br>沙 | か<br>耶花 |
| 3             |            |             |         |         |
| 再任            | 生年月日       | 1978年8月12日生 |         |         |
| 社外            | 所有する当社の株式数 | 0株          |         |         |
| 独立            | 社外取締役在任期間  | 2年          |         |         |
|               | 監査等委員在任期間  | 2年          |         |         |

| 略歴および重要な兼職の状況             |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| 2004年 9 月                 | 弁護士登録                    |
| 2004年10月                  | 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所          |
| 2015年 3 月                 | 株式会社スタジオアリス 社外監査役        |
| 2016年 3 月                 | 株式会社スタジオアリス 社外取締役(監査等委員) |
| 2020年 8 月                 | 当社社外取締役 (監査等委員)          |
|                           | 現在に至る                    |
| (重要な兼職の状況)                |                          |
| 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士         |                          |
| 株式会社スタジオアリス 社外取締役 (監査等委員) |                          |

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有し、企業法務にも精通しており、これらを活かして当社経営に対して積極的な意見および提言をしていただくことを期待して、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（11頁）に記載のとおりであります。
2. 雨宮沙耶花氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 雨宮沙耶花氏は、社外取締役の候補者であります。
- なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、雨宮沙耶花氏が所属している弁護士法人淀屋橋・山上合同との間に顧問契約を締結しておりますが、その金額は僅少であります。
5. 当社と雨宮沙耶花氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、同法第423条第1項に基づく損害賠償責任の限定額は法令が規定する額としております。

## 【ご参考】取締役のスキルマトリックス

第3号議案、第4号議案が原案どおり承認可決された場合の本総会終結後の取締役会の構成および各取締役が保有する主なスキルは、次のとおりであります。

| 氏名     | 当社における<br>地位     | 企業<br>経営 | 開発 | 製造<br>生産<br>技術 | 営業<br>マーケ<br>ティン<br>グ | 財務・<br>会計 | 法務・<br>リスク<br>管理 | グロー<br>バル |
|--------|------------------|----------|----|----------------|-----------------------|-----------|------------------|-----------|
| 松村 昌造  | 取締役会長<br>(代表取締役) | ◎        | ◎  | ○              |                       |           | ○                |           |
| 矢野 大司郎 | 取締役社長<br>(代表取締役) | ◎        | ◎  | ◎              | ○                     |           | ○                | ○         |
| 平尾 昌彦  | 取締役              | ○        | ○  | ◎              | ◎                     |           | ○                | ○         |
| 平尾 元宏  | 取締役              | ○        | ◎  | ◎              | ○                     |           | ○                | ○         |
| 粕井 隆   | 取締役<br>(監査等委員)   | ◎        |    |                |                       | ○         | ○                |           |
| 松井 大輔  | 取締役<br>(監査等委員)   |          |    |                |                       | ◎         | ○                |           |
| 雨宮 沙耶花 | 取締役<br>(監査等委員)   |          |    |                |                       |           | ◎                |           |

(注) 1. 各人保有のスキルのうち、とりわけ強みのあるものを◎、関連性が強いものを○とし、区分しております。

2. 上記一覧表は、各取締役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬総額の内枠改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会において年額1億8,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）とし、また、2019年8月29日開催の第84回定時株主総会において、かかる報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を支給するものとし、その総額は、年額3,600万円以内と設定することにつきご承認いただいております。

今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆さまとのより一層の価値共有を進めることを目的として、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会でご承認いただいた報酬等の総額（年額1億8,000万円以内）は変更せず、その内枠である譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、年額3,600万円以内から年額6,000万円以内に改定したいと存じます。

本改定は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものでかつ上述のとおり、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会においてご承認いただいた年額1億8,000万円以内の内枠を変更するものであり、本改定により取締役の報酬等の総額を変更しないことから、相当であると考えております。

### 【ご参考】

現在の対象取締役は4名ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は引き続き4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会に基づき、本議案により支給される報酬としての金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することが出来るものとします。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします。



(1)譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2)譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の交付後最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、本割当株式の交付後最初に到来する定時株主総会の開催日の翌日以降、譲渡制限期間の満了日までに当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任または退職した場合には、当社は、本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。

(3)無償取得事由

本割当株式の交付後最初に到来する定時株主総会の開催の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

ただし、当社の取締役会が退職事由を正当と認めた場合には、本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社になる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

本割当株式の譲渡制限期間は30年としておりますが、対象取締役が、最初に到来する株主総会の翌日以降、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する場合には、その時点で譲渡制限を解除することで、実質的には対象取締役が上記の地位を退任または退職するときまでとなります。これにより対象取締役は、在任期間を通じて本割当株式を長期安定的に保有することになります。

以上



---

# MEMO

---

# MEMO

---

# MEMO

---

株主総会  
会場ご案内略図

会 場 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号  
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階 「ブルーベル」  
電 話 06-6645-7111 (代表)

※マルイト難波ビル1FおよびB1Fにホテル用入口がございます。



電 車

▶ 南海なんば駅

3F北改札or2F中央改札より  
徒歩約**10分**

地下鉄および近鉄・阪神をご利用の際は、地下道30番出口にて直結

▶ 地下鉄四つ橋線なんば駅

B1F北改札より徒歩約**1分**

▶ 地下鉄千日前線なんば駅

B2F西改札より徒歩約**2分**

▶ 地下鉄御堂筋線なんば駅

B1F北西or北東改札より徒歩約**5分**

▶ 近鉄・阪神大阪難波駅

B2F西改札より徒歩約**2分**

J Rをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

▶ J R難波駅

B1F改札より徒歩約**1分**

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承ください。

